

事務連絡
令和3年7月9日

県立美術館長
県立歴史博物館長
県立人と自然の博物館長
県立考古博物館長
県立コウノトリの郷公園長
県立図書館長

様

社会教育課長

まん延防止等重点措置解除後の社会教育施設の取扱いについて（通知）

本県に出されていたまん延防止等重点措置が7月11日までで解除されます。
このことを受けて、7月12日から7月31日までの取扱いについては、以下の点が変わりますので、適切に対応願います。

記

1 美術館・博物館

○開館時間の制限

（措置区域：神戸・阪神南・阪神北地域、明石市）

- ・最大20時30分まで

（その他区域）

- ・最大21時30分まで

○イベント開催の場合の制限（県内全域）

〔大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの〕

- ・収容定員 100%以内
- ・人数上限 5,000人以下または収容定員の50%以内（上限10,000人）のいずれか大きい方

（収容定員と人数上限のいずれか小さい方）

〔大声での歓声・声援等が想定されるもの〕

- ・収容定員 50%以内
- ・人数上限 5,000人以下または収容定員の50%以内（上限10,000人）のいずれか大きい方

（収容定員と人数上限のいずれか小さい方）

（共通）

- ・開催時間は最大21時まで
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底

2 図書館

変更なし

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp